

令和6年第3回(3月)

上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和6年3月1日(金)午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎4階 2401会議室
- 3 付議事項
 - 議案第25号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第26号 選挙人名簿の登録について
 - 議案第27号 各種請求を行うに必要な連署者数について
 - 議案第28号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
 - 議案第29号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
 - 議案第30号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
 - 議案第31号 上越市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について
 - 議案第32号 上越市議会議員一般選挙における選挙長の事務取扱場所の指定について
 - 議案第33号 上越市公職選挙法等執行規程の一部改正について
- 4 協議事項
 - 協議1 上越市議会議員一般選挙における立候補予定者説明会への提出資料について
 - 協議2 上越市議会議員一般選挙における電力会社に対する投票所及び選挙会会場(開票所)の送電確保の依頼について
 - 協議3 上越市議会議員一般選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び選挙会会場(開票所)の秩序維持の依頼について
 - 協議4 直近の選挙から投票所が変更となる関係住民等への周知について
 - 協議5 上越市議会議員一般選挙における臨時啓発の実施について
 - 協議6 上越市議会議員一般選挙における選挙公報の配布について
 - 協議7 上越市議会議員一般選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について
 - 協議8 上越市議会議員一般選挙における開票計画について
 - 協議9 上越市議会議員一般選挙における投票所の巡回について

5 報告事項

- 報告 1 上越市議会議員一般選挙における選挙管理委員会事務局書記の併任等について
- 報告 2 令和 5 年度第 2 回書記会議の結果について
- 報告 3 令和 6 年第 2 回（3 月）上越市議会定例会の審議日程等について
- 報告 4 専決処分した内容について

6 その他

- (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

※ 定例会終了後、選挙長事務打合せ

1 協議事項

- 協議 1 上越市議会議員一般選挙における立候補届出の受付について
- 協議 2 上越市議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 5 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞
「選挙権 ムダにしないで 18 さい」 三和中学校 1 年 古市 愛奈 さん

議案第 25 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 6 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 6 年 2 月 1 日 から 令和 6 年 2 月 29 日 までの間の	死亡者数 A	142	99	241
	転出者数 B	90	80	170
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		232	179	411

議案第 26 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 6 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 5 年 12 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	76,297	79,758	156,055
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	746	631	1,377
今回定時登録における新規登録者数 F	518	413	931
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	76,069	79,540	155,609

議案第 27 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 6 年 3 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	155,609 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,113 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	25,935 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	51,870 人

(3 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選挙管理委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 28 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の在外選挙人名簿への登録者、同条第 5 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 6 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 5 年 12 月 1 日 から 令和 6 年 2 月 29 日 までの間の	死亡者数 A	417 (1)	375 (2)	792 (3)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	330 (0)	258 (0)	588 (0)
	在外選挙人 名簿登録者 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	職権消除者数 F	0 (0)	0 (0)	0 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) G	747 (1)	633 (2)	1,380 (3)	

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 29 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 6 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 5 年 12 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	76,434 (137)	80,171 (413)	156,605 (550)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	747 (1)	633 (2)	1,380 (3)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	519 (1)	416 (3)	935 (4)
令和 6 年 3 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	76,206 (137)	79,954 (414)	156,160 (551)

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 30 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 6 年 3 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するために必要な連署者数を次のとおりとする。

1	投票資格者名簿登録者数	156,160 人
2	投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,124 人
3	投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数	39,040 人

(3 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

議案第 31 号 上越市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 1 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条第 1 項の規定により次のとおり選任する。

1 選挙長

上越市大字飯塚

澤 海 雄 一

2 同職務代理者

上越市清里区武士

笹 川 栄 一

(4 月 14 日告示予定)

議案第 32 号 上越市議会議員一般選挙における選挙長の事務取扱場所の指定について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

1 選挙長の事務を取り扱う場所

春日謙信交流館 集会室

2 所在地

上越市春日山町 3 丁目 1 番 60 号

※ ただし、4 月 14 日（日）午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分までとし、これ以降は、上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 選挙管理委員会事務局室とする。

(4 月 14 日告示予定)

議案第 33 号 上越市公職選挙法等執行規程の一部改正について

上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）を次のとおり改正する。

- 1 改正の理由 上越市押印見直しに係る基本方針に則り、公印を省略する取扱いに変更するもの
- 2 改正内容 個人演説会等の施設の管理者に対する通知の様式及び個人演説会等の施設使用に関する通知の様式から押印欄を削除するもの
- 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日
- 4 改正案 別紙 1 のとおり

(3 月 1 日公布予定)

協議1 上越市議会議員一般選挙における立候補予定者説明会への提出資料について

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙における立候補予定者説明会に、次のとおり資料を提出してよいか協議する。

1 提出資料 別紙2のとおり

※説明会

- ・日 時 令和6年3月16日（土）午後2時から
- ・会 場 春日謙信交流館 集会室
- ・出席制限 各陣営2人まで

協議2 上越市議会議員一般選挙における電力会社に対する投票所及び選挙会会場（開票所）の送電確保の依頼について

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙における投票及び開票を円滑に行うため、期日前投票所、選挙当日の投票所、選挙会会場（開票所）及び市役所庁舎が停電しないよう次のとおり電力会社へ要請してよいか協議する。

- 1 要 請 日 令和6年3月4日（月）
- 2 要 請 先 東北電力（株）上越営業所及び糸魚川営業所

協議3 上越市議会議員一般選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び選挙会会場（開票所）の秩序維持の依頼について

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙における投票及び開票を円滑に行うため、期日前投票所、選挙当日の投票所の巡回及び選挙会会場（開票所）の秩序維持を次のとおり管内警察署へ要請してよいか協議する。

- 1 要 請 日 令和6年3月4日（月）
- 2 要 請 先 上越警察署及び妙高警察署

協議4 直近の選挙から投票所が変更となる関係住民等への周知について

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙における投票所のうち、直近の選挙から投票所が変更となる関係住民や閉鎖時刻が変更となる関係住民に対し、次のとおり変更内容を周知するとともに、投票参加を呼び掛けてよいか協議する。

1 対象

投票区		投票所		関係行政区
		今回（市議選）	前回（県議選）	
合併前の 上越市	第19	明照幼稚園	ほたる保育園	昭和町1丁目、昭和町2丁目
	第31	高志小学校	高志こども園	藤巻、木田新田、藤新田、木田
柿崎区	第3	上下浜小学校	柿崎地区公民館 川西分館	三ツ屋浜、上下浜、坂田新田
頸城区	第7	大蒲生田公民館	玄僧公民館	大蒲生田、玄僧
吉川区	第3	東田中集落開発 センター	吉川地区公民館 東田中分館	国田、福平・長坂、道之下、入 河沢、東田中、河沢
吉川区	第4	土尻集落開発セ ンター	吉川地区公民館 泉谷分館	天林寺、川崎、土尻、泉谷、吉 井、下小沢、東寺、平等寺
吉川区	第5	赤沢ふれあいセ ンター	吉川地区公民館 勝穂分館	伯母ヶ沢、後生寺、泉、赤沢
板倉区	第5	ゑしんの里記念 館	旧山部小学校	山越、米増、山部、中之宮、釜 塚、不動新田
			旧板倉地区公民 館孤立分館	孤立（※第6投票区…廃止）

投票所	閉鎖時刻		関係行政区
	今回（市議選）	前回（県議選）	
土尻集落開発センタ ー（吉川区 第4）	18:00	19:00	天林寺、川崎、土尻、泉谷、吉 井、下小沢、東寺、平等寺

協議 5 上越市議会議員一般選挙における臨時啓発の実施について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における啓発活動を、上越市
明るい選挙推進協議会と合同で別紙 3 のとおり計画してよいか協議する。

協議 6 上越市議会議員一般選挙における選挙公報の配布について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における選挙公報について、
次のとおり配布してよいか協議する。

- | | |
|--------|---|
| 1 配布部数 | 約 77,000 部 |
| 2 配布方法 | 町内会を通じて各世帯へ 1 部配布 |
| 3 配布期限 | 令和 6 年 4 月 19 日（金）… 法定期限：20 日（土）
※各町内会への配送は 4 月 16 日（火）～ 17 日（水） |
| 4 依頼文書 | 別紙 4 のとおり |

協議 7 上越市議会議員一般選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応 について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における違反ポスターの疑い
のあるポスターについては、次のとおり対応してよいか協議する。

- 1 選挙事務所への注意喚起
 - ・警察からの情報は、直ちに選挙事務所等へ当該箇所を F A X 等で連絡する。
 - ・市民等からの情報については、可能な限り迅速に調査し、電話で注意喚起する。
 - ・広報車による周知活動中に新たに発見したものは、随時注意喚起する。
- 2 撤去命令の通知等
 - 違反ポスターの疑いのあるもので改善されないポスターなどについて、撤去命
令を発出するとともに、地元警察署への通報を行う。

協議 8 上越市議会議員一般選挙における開票計画について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における開票を正確かつ公正に行うため、次のとおり開票計画等を取りまとめ関係事務を進めてよいか協議する。

- 1 開票計画 別紙 5 のとおり
- 2 検収・開票事務要領 別紙 6 のとおり

協議 9 上越市議会議員一般選挙における投票所の巡回について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙において開設する投票所の管理運営状況を確認するため、別紙 7 のとおり各委員による当日投票所の巡回を実施してよいか協議する。

報告 1 上越市議会議員一般選挙における選挙管理委員会事務局書記の併任等について

上越市議会議員一般選挙の執行に備え、次のとおり選挙管理委員会事務局書記を併任することを報告する。

- 1 併任者 別紙 8 のとおり
- 2 併任期間
 - ・ 13 区総合事務所
令和 6 年 3 月 18 日（月）から 4 月 26 日（金）まで 38 人
 - ・ 選管事務局（選挙長事務スタッフ）
令和 6 年 3 月 18 日（月）から 4 月 22 日（月）まで 1 人

報告2 令和5年度第2回書記会議の結果について

- 1 日 時 令和6年2月8日（木）午後2時～4時20分
- 2 会 場 上越市役所 木田第2庁舎4階 2401会議室
- 3 出席者 13区総合事務所次長、併任書記及び事務局職員 計29人
- 4 内 容
 - ・4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙について
 - ・地域協議会委員選任投票について
 - ・令和6年度各種事業について など

報告3 令和6年第2回（3月）上越市議会定例会の審議日程等について

本定例会の審議日程等について、次のとおり報告する。

- 1 審議日程 別紙9のとおり
- 2 関係案件 令和6年度一般会計予算
 - ・予算概要 別紙10のとおり
 - ・事業概要（総務常任委員会提出資料） 別紙11のとおり

報告4 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号）第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件 名
3	令和6年2月22日	令和6年第3回（3月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について

令和6年4月21日執行予定 上越市議会議員一般選挙 選挙長事務打合せ

協議1 上越市議会議員一般選挙における立候補届出の受付について

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙における立候補届出の受付について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 日 時 | 令和6年4月14日（日）午前8時30分 |
| 2 | 会 場 | 春日謙信交流館 集会室 |
| 3 | 参集時刻 | 選挙管理委員 午前8時
明推協正副会長 午前8時15分
選 管 職 員 午前7時30分 |
| 4 | 会場配置 | 別紙12のとおり |

協議2 上越市議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定により読み替えて準用される同法第62条の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 |
| | 場 所 上越市役所 木田第2庁舎4階 2401会議室 |
| | 日 時 令和6年4月18日（木）午後5時30分 |

（4月14日告示予定）

※くじは、立会人届出順に選挙長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号順に所要事項を決定する。また、選挙立会人が3人に満たない場合は、選挙管理委員会委員又は同補充員から選任する。